

第9章 進行管理

本計画で掲げる目標達成に向けた取組を着実に推進するためには、温室効果ガス排出量や様々な気候変動対策の進捗状況などを把握し、分析、評価、必要な見直しを行う、定期的な進行管理が必要不可欠です。

本計画の進行管理は、毎年度、以下の流れで実施していきます。

9.1 緩和策（温室効果ガスの削減）に関する進行管理

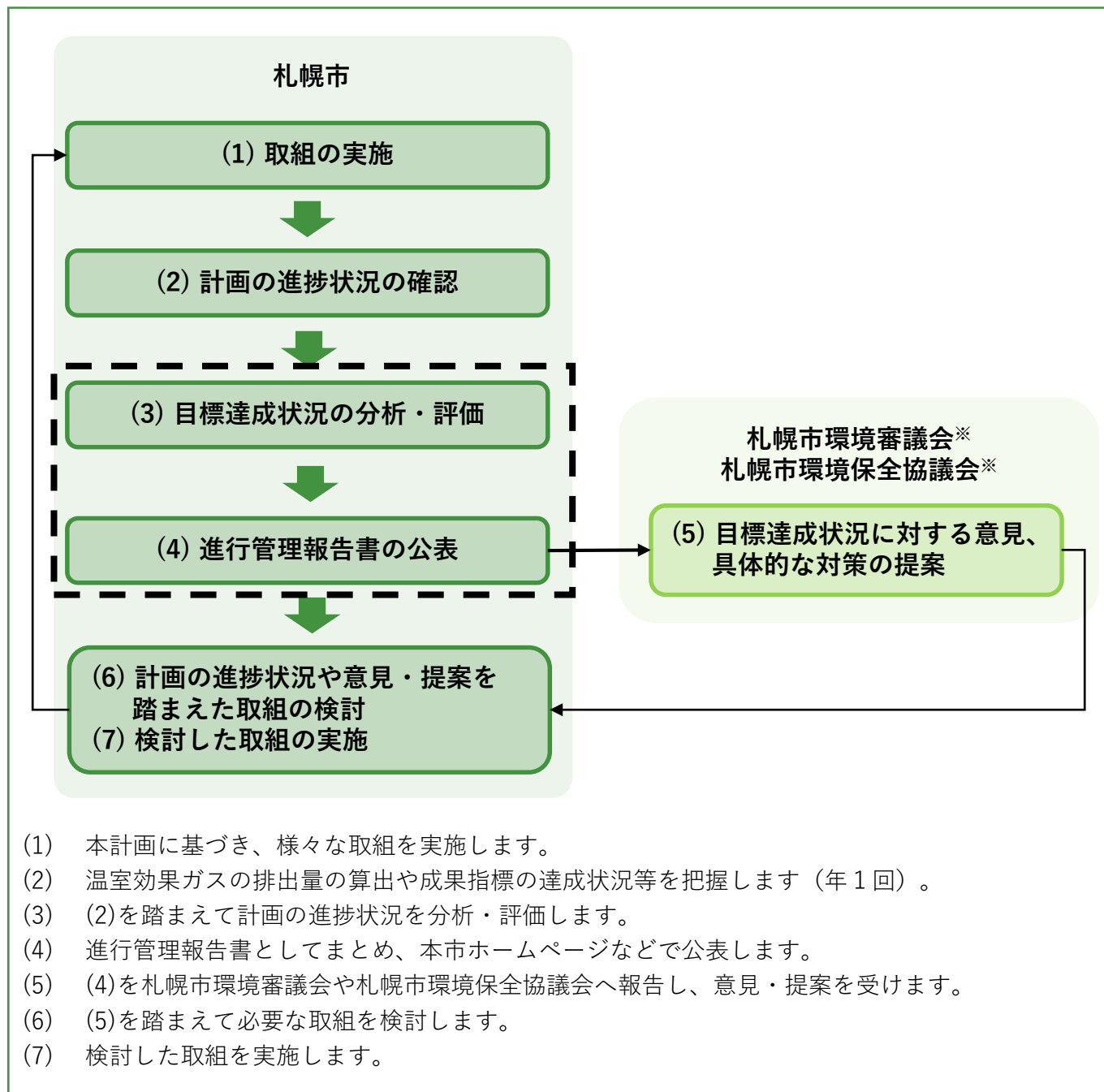


図 9-1 緩和策（温室効果ガスの削減）に関する進行管理の流れ

※【札幌市環境審議会】札幌市環境基本条例第29条の規定に基づき設置している、学識経験者や関係行政機関、NPO、公募市民などで構成する、環境の保全に関する基本的事項を調査審議するための組織のこと。

※【札幌市環境保全協議会】札幌市環境基本条例第30条の規定に基づき設置している、事業者や市民団体の代表者、NPOなどで構成する、市民・事業者が自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策や、環境の保全に関する札幌市の施策について協議するための組織のこと。

9.2 適応策（気候変動の影響への適応）に関する進行管理

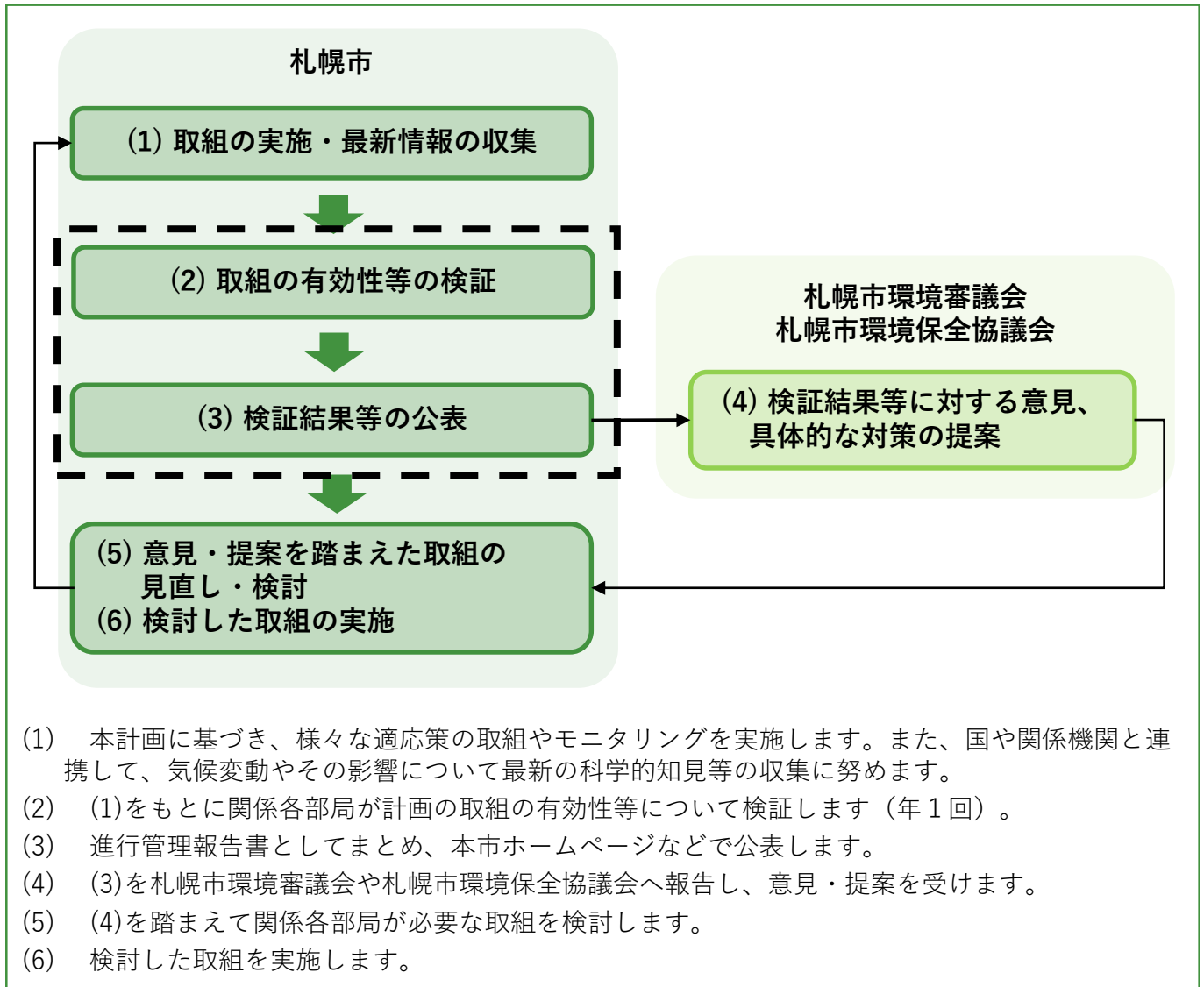


図9-2 適応策（気候変動の影響への適応）に関する進行管理の流れ

9.3 計画の見直し

社会経済情勢、国の気候変動対策やエネルギー政策の動向、本市の気候変動対策の進捗などを踏まえ、おおむね5年ごとに計画の見直しの必要性について検討を行います。